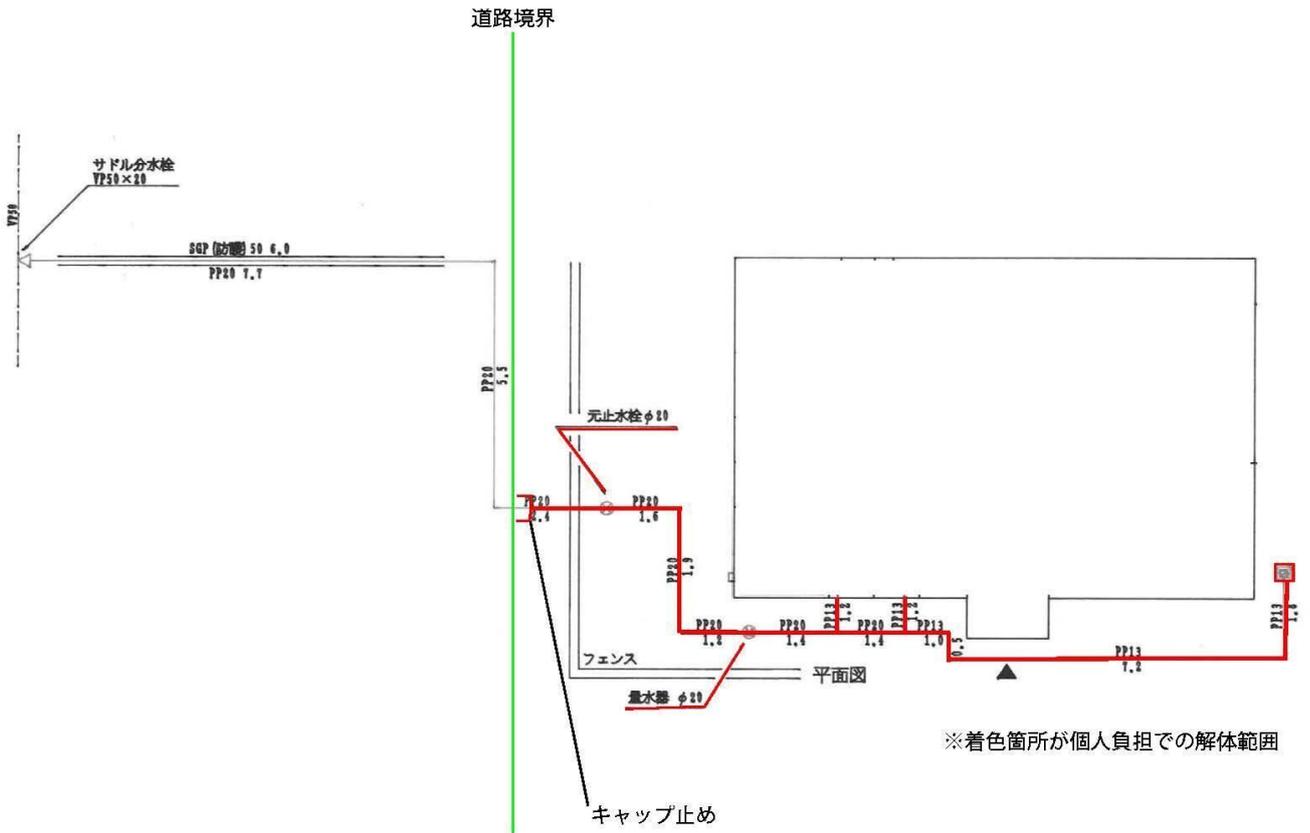


## 水道 宅内設備撤去図



- 給水管の撤去は士別市指定店にて行うこと。
- 道路境界付近でキャップ止めを行うこと。
- メーター及び受信機に関しては市上下水道局に返却すること。
- 士別市での管理範囲の施設を破損した場合は市上下水道局担当と協議し、**原因者が費用負担し原型復旧**するものとする。
- 施設を破損したにも関わらず市上下水道局担当と協議をせず、現場を離れた場合は土地の所有者に連絡し土地所有者負担での修理を依頼するものとする。
- 口頭及び図面での指示に不明点などがある場合は市上下水道局担当に現地立会を求め、工事内容を理解したうえで作業を行うこと。